

2. 介護保険特別給付等について

(ア) 紙おむつ支給サービス費について

① 受給資格について（次の要件の全てを満たしている方）

- ・ 要介護1以上の認定を受けている方
- ・ 町内に住所を有し、その住所地に居住している方
- ・ 紙おむつを常時使用している方（下表の基準の「対象となる区分」1または2のどちらかに該当）

対象となる区分	対象となる心身状況	対象とならない心身状況
主治医意見書または認定調査において「障害高齢者の日常生活自立度」の区分が【B】または【C】	・ 寝たきりのためトイレを使用できない ・ 排泄に介護者の援助を必要としている	・ 区分が【自立】、【J】、【A】 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる ・ トイレに間に合わない、または動き出しの際に意図せず失禁してしまうことがある ・ 時間がかかっても、トイレに行くことができれば一連の動作を行い排泄することができる ・ 失敗が心配だから、または家族の勧めで、念のため使用している ・ トイレに行くことが億劫（面倒）でおむつに排泄している
主治医意見書または認定調査において「認知症高齢者の日常生活自立度」の区分が【Ⅲ】、【Ⅳ】、【M】	・ 尿意（便意）が分からない ・ 失禁していることに気づかない ・ 尿意（便意）があいまいであるため失禁し、介護を必要としている ・ トイレの場所が判断できない、使い方が分からず上手く排泄することができない	・ 区分が【自立】、【I】、【II】 ・ 尿意（便意）があいまいな時もあるが、概ねトイレで排泄することができる ・ 誰かが注意していれば（声かけ、見守り）トイレで一連の動作を行い排泄することができる ・ 失敗が心配だから、または家族の勧めで、念のため使用している

② 要件を満たしていても対象とならない場合

- ・ 施設等に入所している方
- ・ 入院や宿泊サービス（短期入所、小規模多機能、お泊りデイ）利用が月の半数以上を超える方
- ・ 那須町以外の介護保険被保険者

③ 紙おむつ券の利用方法

- ・ 給付の承認を受けた方には、紙おむつ券を郵送で送付します。
- ・ 紙おむつ券は4月・7月・10月・1月に3カ月分まとめて送付します。
- ・ 1か月に5枚まで利用することができます。有効期間に注意してください。
- ・ 紙おむつ券は以下の店舗で引き換えることができます。
- ・ 「紙おむつ、紙パンツ、パッド、おしりふき」のみ対象となります。ゴム手袋等は対象になりません。
- ・ おつりをもらうことはできません。千円未満の端数金額は自己負担となります。

④ 変更や喪失の手続き

受給者が次に該当する場合は「那須町介護保険特別給付 紙おむつ費の受給資格変更・喪失届書」に必要事項を記入して保健福祉課に提出してください。また、残りの紙おむつ券は返却してください。

- ・ 氏名や住所の変更
- ・ 要介護状態区分の変更
- ・ 紙おむつ等を常時使用していない
- ・ 死亡、転出、住所地に居住していない
- ・ 施設等に入所している

⑤ 紙おむつ券引き換え店舗一覧

高原地区	阿久津薬局・カワチ薬局那須高原店・コメリハードアンドグリーン 那須高原店・コメリハードアンドグリーン那須愛宕店、ザ・ビッグ 那須店ドラッグ
那須地区	カワチ薬局黒田原店・三鈴堂那須事業所・コメリハードアンドグリー ン那須店・なす福祉用具サービス
芦野・伊王野地区	阿久津博文堂・クスリのあくつ・コメリハードアンドグリーン伊王 野店

那須町介護保険特別給付 紙おむつ費の給付認定申請書

那須町長 様

申請日	年 月 日	
申請者	住 所	
	電 話 番 号	
	氏 名	
	対象者との続柄	
対 象 者	被保険者番号	
	住 所	那須町大字
	氏 名	
	要 介 護 区 分	要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5
	直近の認定日	年 月 日
	心身状況等は別紙「紙おむつ費給付認定申請に係る申告書」のとおり	

【町記入欄】

支援事業者等	事業所名 担当者			
日常生活自立度	障害高齢者	主治医意見書	自立・J・A	B・C
		認定調査	自立・J・A	B・C
	認知症高齢者	主治医意見書	自立・I・II	III・IV・V
		認定調査	自立・I・II	III・IV・V
給付決定	☐ 承認（ 年 月から支給）			
	☐ 不承認			

紙おむつ費給付認定申請に係る申告書

1. 対象者の生活状況

	町内に住所があり、月半数以上その住所地で生活している。
	入院、宿泊サービス等の利用日数の合計が月半数を超える。

2. 紙おむつの使用状況

	常時使用している。
	就寝時、外出時のみ使用している。 失禁してしまうことがあるので、念のため使用している。

3. 障がい高齢者の日常生活自立度

	主治医意見書または認定調査で「B」または「C」と判定されている。 ・ 尿意（便意）はあるが、寝たきりのためトイレを使用できない。
	主治医意見書または認定調査で「自立」・「J」・「A」と判定されている。 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる。 ・ 尿意（便意）があり自分で排泄できるが、間に合わず失禁してしまうことがある。

4. 認知症高齢者の日常生活自立度

	主治医意見書または認定調査で「Ⅲ」・「Ⅳ」・「Ⅴ」と判定されている。 ・ 尿意（便意）が分からず、失禁している。 ・ 尿意（便意）があいまいで介護を必要とする。（排尿排便が上手にできない、時間がかかる）
	主治医意見書または認定調査で「自立」・「Ⅰ」・「Ⅱ」と判定されている。 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる。 ・ 尿意（便意）があいまいで失禁してしまうことがあるが、誰かが注意していれば（声かけ、見守り）トイレで排泄することができる。

5. その他の事情等

--

記入例

那須町介護保険特別給付 紙おむつ費の給付認定申請書

那須町長 様

支給の可否決定は申請者に通知されます

申請日	R 6 年 4 月 8 日		
申請者	住 所	栃木県那須塩原市〇〇〇〇123-45	
	電 話 番 号	0287-〇〇-〇〇〇〇（日中連絡のつく番号）	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	
	対象者との続柄	子	
対 象 者	被保険者番号	012345	
	住 所	那須町大字●●乙678-9	
	氏 名	● ● ● ●	
	要 介 護 区 分	要介護1・要介護2・ 要介護3 ・要介護4・要介護5	
	直近の認定日	R 6 年 1 月 25 日	
	心身状況等は別紙「紙おむつ費給付認定申請に係る申告書」のとおり		

【町記入欄】

支援事業者等	事業所名	担当者		
日常生活自立度	障害高齢者	主治医意見書	自立・J・A	B・C
		認定調査	自立・J・A	B・C
	認知症高齢者	主治医意見書	自立・I・II	III・IV・V
		認定調査	自立・I・II	III・IV・V
給付決定	☐ 承認（ 年 月から支給）			
	☐ 不承認			

記入例

紙おむつ費給付認定申請に係る申告書

6. 対象者の生活状況

○	町内に住所があり、月半数以上その住所地で生活している。
	入院、宿泊サービス等の利用日数の合計が月半数を超える。

7. 紙おむつの使用状況

○	常時使用している。
	就寝時、外出時のみ使用している。 失禁してしまうことがあるので、念のため使用している。

8. 障がい高齢者の日常生活自立度

分からない場合は記入せず持参してください

○	主治医意見書または認定調査で「B」または「C」と判定されている。 ・ 尿意（便意）はあるが、寝たきりのためトイレを使用できない。
	主治医意見書または認定調査で「自立」・「J」・「A」と判定されている。 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる。 ・ 尿意（便意）があり自分で排泄できるが、間に合わず失禁してしまうことがある。

9. 認知症高齢者の日常生活自立度

分からない場合は記入せず持参してください

○	主治医意見書または認定調査で「Ⅲ」・「Ⅳ」・「Ⅴ」と判定されている。 ・ 尿意（便意）が分からず、失禁している。 ・ 尿意（便意）があいまいで介護を必要とする。（排尿排便が上手にできない、時間がかかる）
	主治医意見書または認定調査で「自立」・「Ⅰ」・「Ⅱ」と判定されている。 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる。 ・ 尿意（便意）があいまいで失禁してしまうことがあるが、誰かが注意していれば（声かけ、見守り）トイレで排泄することができる。

10. その他の事情等

※常時使用相当を認められる理由があれば記入してください。

例：寝たきりになった理由や病名、認知症の診断の有無、カテーテルやストマの使用有無、日中・夜間・トイレ（ポータブルトイレ）の使用状況、トイレまでの移動状況（自力で移動できるか）、1日あたりの平均使用何枚、1カ月あたりの平均購入費用など

那須町介護保険特別給付 紙おむつ費の受給資格変更・喪失届書

那須町長 様

届出日	年 月 日	
届 出 者	氏 名	
	住 所	
	受給者との続柄	
	電 話 番 号	
受 給 者	被保険者番号	
	氏 名	
	変 更 事 由	☐ 氏名 ()
		☐ 住所 ()
		☐ その他 ()
喪 失 事 由	☐ 要介護状態区分の変更	
	☐ 紙おむつ等を常時使用していない	
	☐ 死亡	
	☐ 転出	
	☐ 住所地に居住していない	
	☐ 施設等に入所	
	☐ その他	

【町記入欄】

中止決定	年	月から中止
	☐ 通知あり ☐ 通知省略	

(イ) 訪問理美容サービス費の給付認定申請について

① 受給資格について（次の要件の全てを満たしている方）

- ・ 那須町に住所を有し、要支援以上の認定を受けている方
- ・ 加齢に伴う身体機能の低下または病気等により、理容店、美容院に行くことが困難な方
例：歩行困難で外出できない、免疫不全等で医師から外出制限されている等

② 訪問理美容券の利用方法

- ・ 支給額は四半期(3ヶ月) 3, 000円×4 = 12, 000円です。
- ・ 支給については、年度初めに年間分を郵送します。ただし、年度途中の申請の場合、残りの四半期分を郵送します。

③ 喪失の手続き

受給者が次に該当する場合は、残りの訪問理美容券を返却してください。

- ・ 死亡、転出、住所地に居住していない
- ・ 施設等に入所している
- ・ 自家用車及びタクシー等にて移動が可能なとき

④ 申請について

訪問理美容サービス費の給付認定申請書（様式第2号）に訪問理美容サービス利用者身体状況届を添付してください。

那須町介護保険特別給付「訪問理美容サービス登録事業所一覧」					
(令和4年5月1日現在)					
No.	事業所名	代表者	電話番号	住所	仕事内容
1	ヘアサロン とこや	菊池 忠則	090-2236-7034	那須町大字伊王野1298-2	理容業
2	ヘアサロン オオノ	大野 浩市	75-0026	那須町大字伊王野1417	理容業
3	益子理容店	益子 信一	75-0801	那須町大字伊王野419-2	理容業
4	山口美容院	山口 ヒデ子	75-0480	那須町大字伊王野1617-7	美容業
5	美容室 ブラネットグリーン	薄井 洋弥	72-0262	那須町大字漆塚798-5	理容業
6	理容 ウエダ	植田 愛子	62-2757	那須町大字高久甲1118-3	理容業
7	やまぜき理容	山関 さと子	62-1273	那須町大字高久甲455-7	理容業
8	ヘアサロン 大島	大島 朝子	63-8152	那須町大字高久甲5040-14	理容業
9	白田理容店	白田 トモ子	77-2033	那須町大字高久丙2520-4	理容業
10	小山田理容	小山田 静江	72-1862	那須町大字寺子乙1281-101	理容業
11	理容 わたなべ	渡辺 勝利	72-1450	那須町大字寺子丙1438-3	理容業
12	ヘアサロン カブラギ	鍋木 浩之	72-0029	那須町大字寺子丙3	理容業
13	理容 ホワイト	深澤 良司	76-2913	那須町大字湯本181	理容業
14	ニューグリーン	栗原 義一	76-2514	那須町大字湯本212	理容業
15	ビューティーサロン 三森	三森 智恵子	74-0593	那須町大字芦野2692	美容業
16	たけうち美容室	斉藤 クニ子	75-0047	那須町大字伊王野1756-1	美容業
17	ヒロパーマ	平山 トシ恵	72-0762	那須町大字漆塚732	美容業
18	トキコ美容室	渡辺 時子	64-0741	那須町大字高久甲5731-4	美容業
19	サロンドウJUN	瀬古 順一	72-1132	那須町大字寺子乙1283-18	美容業
20	大平美容院	大平 靖子	72-0238	那須町大字寺子丙1-172	美容業
21	松竹美容室	平山 加奈江	72-0346	那須町大字寺子丙25-6	美容業
22	さくら美容室	平山 久美子	72-0723	那須町大字寺子丙964-6	美容業
23	美容室 ノア	常盤 朱美	72-5713	那須町大字富岡1210-33	美容業
24	ルサージュ プリュス	長場 祥晃	76-2370	那須町大字湯本106-2	美容業
25	こしめま美容室	越沼 まり子	76-1413	那須町大字湯本203-19	美容業
26	千代美容院	渡辺 道子	76-2143	那須町大字湯本242	美容業
27	(NPO) シンフォニー	石田 洋子	72-5315	那須町大字寺子丙79-8	美容業